

# R7 年度輸送の安全に関する情報

R7 年4月

株式会社宇治吉田運送

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- (1) 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・A）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

## 2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

R6 年度（R6.4.1～R7.3.31）貨物目標 / 達成状況

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 重大事故（事故報告規則2条）件数 | 0件 / 達成（0件）  |
| (2) 人身事故件数           | 0件 / 達成（0件）  |
| (3) 物損事故件数           | 0件 / 未達成（3件） |

R6 年度（R6.4.1～R7.3.31）旅客目標 / 達成状況

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 重大事故（事故報告規則2条）件数 | 0件 / 達成（0件）  |
| (2) 人身事故件数           | 0件 / 達成（0件）  |
| (3) 物損事故件数           | 0件 / 未達成（1件） |

R7 年度（R7.4.1～R8.3.31）貨物・旅客目標

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 重大事故（事故報告規則2条）件数 | 0件 |
| (2) 人身事故件数           | 0件 |
| (3) 物損事故件数           | 0件 |

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

R6 年度、自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

## 4. 安全管理規程

別添のとおり

## 5. 安全統括管理者に係る情報

専務取締役：多村直人

## 6. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

(1) デジタルタコグラフの全車両搭載

(2) 健康に起因する事故の防止

定期健康診断の受診項目に脳ドッグ、睡眠時無呼吸症候群検査（SAS）、がん検診を追加します。

従業員の健康を促進するために、毎月保健だよりを発行します。

(3) 貨物「Gマーク（安全性優良事業所）」認定を維持します。

旅客「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）」に1つ星を維持します。

## 7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙「事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図」のとおり

## 8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況（R6年度）

- ・運転者に対する教育及び研修の実施回数 3回
- ・運行管理者一般講習 貨物 2名受講 旅客 1名受講
- ・整備管理者講習 R5年度受講
- ・自動車事故対策機構（NASVA）適性診断 5名受講
- ・救急救命講習 ドライバー全員受講
- ・交通マナーを高める事故防止コンクールへの参加
- ・セーフティラリー京都への参加

## 9. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- ・内部監査 R7年1月5日実施
- ・対象者 代表取締役、安全統括管理者
- ・監査結果 指摘なし

## 10. 一般財団法人近畿貸切バス適正化センターによる巡回指導

令和7年4月25日（金） 改善要請なし

**11. 国土交通省近畿運輸局京都支局適正化事業指導員による巡回指導**

令和5年9月19日（火） 改善要請なし

**12. 国土交通省近畿運輸局京都支局による監査**

令和3年8月10日（火） 改善要請なし

## 初任運転者に対する安全運転の実技指導内容の公表

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について公表します。

### 1. 対象者

- ①新たに入社した運転者
- ②入社後、大型二種免許を取得した運転者

### 2. 研修期間

運転者に選任するまでに 20 時間以上実施します。

### 3. 車種区分

マイクロバス、マイクロバスロング

### 4. 教育担当者

座学は運行管理者・運行管理補助者・社長が推薦する乗務員及びグッドラーニングにて行います。

実技指導は運行管理者・運行管理補助者にて行い、最終判断は、安全統括管理者が添乗指導を兼ねて行います。

2024 年度時点

運行管理者 O：指導歴 9 年          運行管理者 I：指導歴 6 年、乗務歴 20 年

安全統括管理者 O：指導歴 7 年、乗務歴 23 年          運行管理補助者 K：指導歴 2 年、乗務歴 17 年

### 5. 座学指導の内容及び時間

- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
  - ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
  - ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
  - ④危険の予測及び回避
  - ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
  - ⑥安全運転の実技で実施したドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導
- ①から⑥において合計 10 時間以上実施

## 6. 実技指導の内容及び時間

実際に運行する経路において、運転する自動車と同一の車種区分の自動車を用いて添乗指導を行う。

合計 20 時間以上実施

## 7. 実施ルート

営業所周辺ルートから運転を始め、指導者が適正状況に応じてルートを選択します。

- ①市街地・山間部・坂道（上り坂、下り坂）・高速道路
- ②主要送迎ルート
- ③主要観光ルート
- ④上記ルートに夜間運行を含みます